

紀美野町第4回定例会会議録

平成27年11月30日（月曜日）

○議事日程（第1号）

平成27年11月30日（月）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第 84号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)
- 第 5 議案第 85号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 87号 紀美野町公告式条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 86号 紀美野町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 88号 紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 91号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 92号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 89号 紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 90号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 93号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議について
- 第14 議案第 94号 紀美野町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第15 議案第 96号 指定管理者の指定について
(紀美野町美里の湯かじか荘、紀美野町毛原オートキャンプ場)
- 第16 議案第 95号 業務委託契約の締結について
(紀美野町基幹系電算システム更新業務委託)

- 第 17 議案第 97 号 所有権移転登記手続等請求事件の和解について
- 第 18 議案第 98 号 平成 27 年度紀美野町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 19 議案第 99 号 平成 27 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 20 議案第 100 号 平成 27 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 21 議案第 101 号 平成 27 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 22 議案第 102 号 平成 27 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 23 議案第 103 号 平成 27 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 24 議案第 104 号 平成 27 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 25 議案第 105 号 平成 27 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 26 議案第 106 号 平成 27 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 27 議案第 107 号 平成 27 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 27 まで

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号	氏名
1 番	南 昭 和 君
2 番	上 柏 皖 亮 君
3 番	七良浴 光 君

4番	町	田	富枝子	君
5番	田	代	哲郎	君
6番	西	口	優	君
7番	北	道	勝彦	君
8番	向井中	洋	二	君
9番	伊	都	堅仁	君
10番	美	野	勝男	君
11番	美	濃	良和	君
12番	小	棕	孝一	君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企画管財課長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保健福祉課長	宮 阪 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	前 田 勇 人 君
生涯学習課長	岩 田 貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君

水 道 課 長 田 中 克 治 君
まちづくり課長 西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長 西 敏 明 君
国体推進課長 南 秀 秋 君
代表監査委員 向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 会

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成 27 年第 4 回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9 時 5 0 分）

○議長（小椋孝一君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（小椋孝一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、9 番、伊都堅仁君、10 番、美野勝男君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（小椋孝一君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、美野勝男君。

（議会運営委員長 美野勝男君 登壇）

○議会運営委員長（美野勝男君） 去る 11 月 26 日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から 12 月 15 日までの 16 日間とし、再開日は 8 日、11 日及び 15 日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は 12 月 2 日水曜日の午後 3 時までといたします。

次に、全員協議会につきましては、本日、本会議終了後、開催したいと思います。

次に、総務文教常任委員会を 12 月 3 日木曜日午前 9 時 30 分から、産業建設常任委員会は 12 月 4 日金曜日午前 9 時 30 分から開催したいと思います。

次に、広報編集委員会を 12 月 11 日、本会議終了後、開催したいと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしくお願いします。

以上で、報告を終わります。

（議会運営委員長 美野勝男君 降壇）

○議長（小椋孝一君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から１２月１５日までの１６日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から１２月１５日までの１６日間と決定しました。

◎日程第３ 諸般の報告について

○議長（小椋孝一君） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告及び教育委員会より平成２６年度事務事業分、事務執行状況点検評価報告書が提出されております。お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

今期、定例会までに受理した請願は、お手元に配付のとおりです。請願第２号及び請願第３号は、総務文教常任委員会に付託しましたので報告します。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

まず初めに、去る１１月１３日にフランスのパリ市内でおきまして国際テロ集団イスラム国による同時多発テロが発生し、１３０名もの方々が尊い命を奪われました。これらの理不尽なテロ行為に言い尽くせない憤りを覚えるとともに、亡くなられた方々に対し、哀悼の意をささげたいと存じます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第４回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方におかれましては、何かと御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚くお礼申し上げます。

さて、去る１０月１日から５日にかけて紀美野町スポーツ公園におきまして開催されました紀の国和歌山国体のホッケー競技におきましては、毎日多くの方々の声援の中、熱

戦が繰り広げられ和歌山県が男女総合優勝することができました。また、全国各地から来られた選手や競技委員を初め、多くの皆様方に対しまして心のこもった「おもてなし」ができたものと考えており、成功裏に閉会することができました。これもひとえに多くの町民の皆様方や議員各位の御協力、お力添えのたまものであり、重ねてお礼を申し上げます。

また、10月31日の土曜日から11月2日の月曜日まで3日間をかけまして紀美野町文化祭が行われました。紀美野町が誕生して10周年という節目の年を迎え、多くの町民の皆様の御参加、御協力を得て盛大に文化祭が行われました。ことしは、芸能の部では21団体、展示の部では42団体、児童・生徒の発表は11団体、児童・生徒の展示では12団体と多くの団体が日ごろの活動の成果を発表していただきました。また、初めての試みとして芸能の部のアトラクションで保育所の園児の参加もございました。これからも芸能に芸術に親しみ、楽しむまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、11月22日に開催いたしました「紀美野町農林商工まつり柿の市」では、たくさんの方々の御協力により多くのお客様でにぎわいました。早いものでことしで第10回を数えることができました。この10年間にわたり関係者の皆様や議会議員各位の変わらないお力添えに対して心より感謝申し上げる次第でございます。

また、11月11日から12日にかけて東京の多摩青果並びに東京都昭島市の量販店におきまして柿のトップセールスを行ったところでございますが、今後におきましても引き続き農林商工業の発展に力を注いでまいりたいと考えておりますので、さらなる御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

さて、最近におきましては、記録的な豪雨や地震並びに火山の噴火等による災害が連続的に発生しております。ことしの夏には台風18号から変わった低気圧の影響で関東や東北では10日間も雨が続き、栃木県や福島県では50年に一度の規模の記録的な大雨となりました。特に9月10日には栃木県常総市では鬼怒川が決壊し、市街地が広範囲に浸水し多くの方々が被災されました。

このような災害は当町にとりましても決して「対岸の火事」ではございません。今後におきましても、町民や議員各位の御理解と御協力のもと、引き続き緊張感を持って防災・減災に努めてまいります。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第84号から議案第107号までの2

4件であります。専決処分の承認を求める案件が1件、条例の制定についての案件が2件、条例の一部改正についての案件が6件、紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議についての案件が1件、紀美野町過疎地域自立促進計画の策定についての案件が1件、業務委託契約の締結についての案件が1件、指定管理者の指定についての案件が1件、所有権移転登記手続等請求事件の和解についての案件が1件、平成27年度紀美野町一般会計並びに特別会計の補正予算に係る案件が9件、平成27年度紀美野町上水道事業会計補正予算に係る案件が1件であります。

一般会計補正予算関連につきましては、主なものとして、歳入につきましては、総務費国庫補助金として公職選挙法等の一部改正に伴う選挙人名簿システム改修費補助金の13万円を初め、和歌山フリーWi-Fi環境整備補助金による教育費県補助金の47万4,000円、平成26年度紀の海広域施設組合負担金の精算金として470万2,000円などがございます。

次に、歳出では、テレビ中継のバイパスルートを整備するための事業費が1,047万5,000円、マイナンバーカードの確認及び裏面記載要望対応に伴うシステム設定委託料が185万8,000円、選挙人名簿システム改修費が26万円、紀美野こども園の増築を行うための事業費が1,840万円、紀の海広域施設組合の洗車場整備等に伴う負担金の増額が852万9,000円、美里天文台においてフリーWi-Fi施設の整備を行う事業費が95万8,000円など歳入歳出それぞれ1,201万5,000円の増額補正となっております。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたしまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 過日、総務文教、産業建設両常任委員会が県外の所管事務調査を行っていますので、委員長から調査結果について報告願います。

総務文教常任委員長、町田富枝子君。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 登壇)

○総務文教常任委員長（町田富枝子君） 平成27年10月29日から30日、新潟県東蒲原郡阿賀町、十日町市、魚沼市を視察研修してまいりました。総務文教常任委員会は、十日町市における「高齢者見守り・声かけ事業について」と魚沼市における

「高齢化対策モデル事業について」報告させていただきます。

十日町市は、新潟県南部の長野県との県境にあり、平成17年4月1日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町及び松之山町の5市町村が合併して誕生しました。平成27年4月現在、人口5万6,712人、2万46世帯、面積590.39平方キロメートル、65歳以上の高齢化率は34.8%です。

十日町市の高齢者見守り・声かけ事業、「黄色いてるてる坊主」について、事前に送っていた11の質問事項についてNPO法人「ほほえみ」の副理事長より説明を受けました。

この事業は、過疎地における高齢者世帯の増加により、地域での見守りができにくくなっていた現状に対応するため、平成23年度に県補助事業として「地域支え合い体制づくり事業」を実施、平成24年度より介護保険事業見守り支援事業により継続している。平成24年度は、川西地域、仙田地区の赤谷集落と岩瀬集落85世帯261人の全世帯に「黄色いてるてる坊主」を配布し、朝、玄関先にかざし夕方片づけることで安否確認につなげている。当初家と家が離れていると見守りの効果がないのではとの声も出たが、今では近所同士話をする機会がふえ、相手を気づかう気風が生まれてきているとの意見もある。平成25年度は、さらに小脇集落等、特に高齢化率の高い3集落、36世帯68人において実施、見守り・声かけ支援と併用して毎週水曜日は買い物支援も実施、手数料は1回300円で地区内の商店を利用、同法人は1時間640円で通院支援も行っている。また、川西支所では、月1回、保健師、包括、福祉団体、社会福祉協議会、ほほえみが参加してケース会議を開くことにより情報の共有ができ、支援体制がスムーズにいくようになった。

今後の課題は、地域商店の廃業や農協の撤退により買い物困難区域がふえており、今後も買い物支援を広げていく必要があるとのことでした。

達者で100事業について、高齢者が健康で過ごす年齢目標を「100歳」とし、健康寿命を延ばし、地域で活躍することや医療費を抑えることなどを目指して健康・生きがいがづくり事業や介護予防事業に参加した人にポイントを付与し、20ポイントで市内入浴施設に無料で入浴、または障害者施設でつくられた授産品と交換できる事業です。

この事業は、介護保険対象者へのサービスではなく、本来、高齢者の大部分を占める介護保険対象外の人が元気に暮らせることを目的として、健康・生きがいがづくりや介護予防事業を中心に公民館や社会福祉協議会、老人クラブ、自主グループが主体となって

実施をしています。

対象事業者には事業実施者からの申請により年間を通じた活動があること、健康づくり等に役立っていることなどが認められた場合に対象事業となり、それらに参加した60歳以上の人がポイント付与の対象者になります。

利用実績は、平成18年度、無料入浴利用枚数1,064、対象事業数40が、平成26年度には無料入浴利用枚数5,052、授産品交換632、対象事業数285で5倍以上の伸びを見せています。

好評の理由としては、レクリエーション感覚で健康・生きがいをづくりを楽しみながらポイントをためて身近な入浴施設で無料入浴や日常生活に密着した授産品と交換できることの気軽さもあるようです。

また、行政は入浴施設への利用料や授産品交換代金の支払い、ポイントカード作成、事業認定などの下支えの存在として動き、対象者へは事業者が全面的に対応するというスタイルも要因の1つだと考えているとのことでした。

また、魚沼市は、平成16年11月、北魚沼く郡堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村の2町4村が合併、平成27年4月1日現在、人口3万8,453人、1万3,437世帯、面積は946.93平方キロメートル、森林面積84.25%です。高齢化事業対策モデル事業について、①集落支援員9人配置による集落の訪問・見守り、②除雪組合による高齢者住宅の除排雪、③集落内のお茶会の実施、高齢化地域対策事業として市が独自に取り組んでいるもので、平成24年度まではモデル事業として一集落のみの取り組みであったが、平成25年度からは市全域の高齢化率の高い自治会等を対象に実施、また平成23年度からお茶会の開催と集落内の除雪組合を設立し、高齢者住宅の除雪に取り組んでいる。さらに、平成25年度から高齢者世帯の買い物代行事業を実施したが、利用が煩雑であることと、地元商店の圧迫につながることから現在は実施していない状況である。買い物については、JA通常配達、Aコープ守門店、広瀬店で買い物バスが運行、市内小売業者ネットスーパー、生協、介護保険や障害者ヘルパーによる買い物サービスなどを利用しているとのことでした。

両市を視察して感じたことは、見守りや声かけが高齢者にとって安心につながっている。また、買い物弱者への支援は、十日町市ではNPO法人が見守りを兼ねて買い物支援をしていましたが、当町でも喫緊の課題です。健康・生きがいをづくり事業は、当町においてもさまざま取り組んでいただけていますが、ポイント制度の取り組みは高齢者に

とって励みになるのではないかと考えます。

以上、報告を終わります。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業建設常任委員長、七良浴 光君。

(産業建設常任委員長 七良浴 光君 登壇)

○産業建設常任委員長 (七良浴 光君) 去る１０月２９日、３０日の２日間、産業建設常任委員会県外所管事務調査を新潟県東蒲原郡阿賀町及び同県十日町市において実施しました。

阿賀町は、新潟県の東部に位置し、東側は福島県との県境にあり、平成１７年４月１日、津川町、鹿瀬町、上川村及び三川村が合併して誕生し、人口１万３,０００人、面積９５２.８８平方キロメートルで、新潟県面積の約７.６％を占めている町であります。

阿賀町では、人工湿原管理事務所である見晴らし小屋においてたきがしら湿原の管理運営等について研修いたしました。人工湿原は、昭和５０年に旧上川村たきがしら集落５戸が集落移転した跡地の敷地及び水田６ヘクタールに平成８年、人工造成した湿原で、主に湿原性の植物、ミズバショウ、リュウキンカ、ミツカシワ、ニッコウキスゲ、ヒウオギアヤメ等６０種類を植栽し、また在来のハコネサンショウウオ、モリアオガエルなどを自然観察のできるすばらしい施設で、湿原の育成期間約２年間は、元滝首地区住民による雑草除去を行い、現在では同地区民に年間３０万円で湿原の管理を委託し、管理事務所である見晴らし小屋の管理人は、東蒲原郡森林組合より出向１名と町職員２名で運営しているとのことで、町レベルでの休耕地等の活用方法、規模や補助制度について検討する必要性を感じました。

次に、十日町市は、新潟県南部で長野県との県境に位置し、平成１７年４月１日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町及び松之山町の５市町村が合併して誕生し、人口５万６,７１２人、面積５９０.３９平方キロメートルで、渋海川流域は、点在する集落や棚田で農山村の景観であります。ここではＥＣＨＩＧＯ棚田サポーターについて研修いたしました。この棚田サポーター事業は、新潟県の事業として県内１２市町の２０カ所で実施されているとのことで、県内棚田面積は約２万３,０００ヘクタールで、過疎・高齢化による後継者不足による耕作放棄地が拡大したため、多面的機能の維持・地すべり等の災害防止・棚田景観の保全を目的として新潟県の棚田保全活動が進められ、平成１０年から棚田基金として「棚田みらい応援団」が創設されたことに伴い、平成１１年

に「ECHIGO棚田サポーター」が発足され、現在では会員５６０名で、うち県職員３４１名、一般会員１７０名、家族会員４９名、団体会員２０社で、活動支援や保険料として年会費１，０００円で活動し、特に十日町市では、地域おこし協力隊員１８名、うち女性４名、全員を集落配置し、集落の棚田保全のため、草刈りを初めとして稲作に従事しているとのことでした。また、地域おこし協力隊員の募集を始めてから現在までに２５名が退任され、そのうち１７名、６８％が定着・定住しており、家族を含め３１名の定住人口の増加につながっているとのことでありました。

当町においても、地域おこし協力隊員及び集落支援員の方々に定住・定着していただくための施策に参考になるのではないかと強く感じました。

以上で委員長報告を終わります。

(産業建設常任委員長 七良浴 光君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 次に、一般質問の通告は、１２月２日午後３時までに提出願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 議案第８４号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)

○議長（小椋孝一君） 日程第４、議案第８４号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

説明を願います。消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） それでは、議案書の１ページをお開きください。

議案第８４号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成２７年１１月３０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

地方自治法第１７９条第３項の規定により報告し、承認を求める。

議案書の２ページをごらんください。

専決処分書。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成２７年９月３０日 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

平成２７年１０月１日において非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されることに伴い、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

次、議案書の３ページをごらんください。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

平成２７年９月３０日 条例第３５号

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

以下、条文改正のみ読み上げをさせていただきますので、各項の表につきましては新旧対照表にて御確認いただきますようお願いいたします。

附則第５条第１項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

表の改正につきましては、新旧対照表１ページから４ページとなります。

次に、議案書の５ページをごらんください。

附則第５条第２項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

表の改正につきましては、新旧対照表５ページから９ページとなります。

次に、議案書の８ページをごらんください。

附則第５条第３項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の２が支給される」を「法律による年金たる給付の数が２である」に「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

表の改正につきましては、新旧対照表の１０ページから１４ページとなります。

次に、議案書の１１ページをごらんください。

附則第５条第４項中「当該損害補償」を「年金たる損害補償」に改め、「当該各号に

掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5項、休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得て額（その額が当該休業補償額の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

表につきましては、新旧対照表の14ページとなります。

次に、議案書の12ページをごらんください。

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例を」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の紀美野町消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日の期間に係る年金たる損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

今回の改正でございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月に公布されました。その一部の規定が平成27年10月1日から施行されたことに伴いまして、非常勤消防団員等に係る損害補償お基準を定める政令の一部改正が9月30日に公布され、10月1日から施行されました。これによりまして10月1日以降に該当者が発生した場合に非常勤消防団員の方々に不利益が生じる可能性がありましたので専決処分させていただいたところです。

なお、主な改正内容でございますが、先ほど読み上げましたとおり、附則第 5 条の改正でございます。この条例による損害補償のうち、年金たる損害補償及び休業補償について、これらの補償受給権者が同一の事由により厚生年金保険法等、他の法令による障害年金、遺族年金等の社会保障給付を受ける場合において重複を調整するための給付調整が行われています。このことについて年金たる損害補償で消防団員が特殊公務によって受けた損害に関する調整率を新たに規定するとともに、休業補償に係る条文の整備を行ったものでございます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

◎日程第 5 議案第 8 5 号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

◎日程第 6 議案第 8 7 号 紀美野町公告式条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第 5、議案第 8 5 号、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について及び日程第 6、議案第 8 7 号、紀美野町公告式条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長（牛居秀行君） 議案書の 1 3 ページをごらんください。

紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のとおり制定したので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び同法第 1 9 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるため、紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定を行うものでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございます。

まず、本条例の制定につきましては、マイナンバー制度は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に定められ、個人番

号の利用用途も、社会保障、税、災害対策の3分野においてのみ使用を限定されてございます。また、個人番号を利用できる法定利用事務は、番号法により決められておりまして、それ以外の事務については行いません。

本条例は、番号法を遵守した上で紀美野町が現在行っております先ほど申し上げました3分野に該当する事務に対しまして個人番号の利用を行うために条例を制定するものでございます。

それでは、本条例の説明をさせていただきます。

第1条では、本条例の趣旨を定めております。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものでございます。

この1条では、番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることを本条例の趣旨としたものでございます。

第2条は、用語の定義につきましての定めでございます。

第1号では個人番号について、第2号では特定個人情報について、第3号では個人番号事務実施者について、第4号では情報提供ネットワークシステムについてそれぞれ定義をいたしております。

第3条では、町の責務を定めておりまして、町は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するとしてございます。

この第3条では、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じること等を町の責務といたしたものでございます。

第4条は、個人番号の利用範囲について定めておりまして、法第9条第2項の条例で定める事務につきましては、次の15ページの別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び16ページから20ページにかけて記載されてございます別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長または紀美野町教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

第2項、別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するた

めに必要な限度で同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第3項、町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4項、第2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則、その他の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

この第4条では、番号法第9条第2項に基づき、紀美野町が個人番号の独自利用を行う事務について規定してございます。また、番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携について規定するほか、番号法第9条第2項に基づき、個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携の内容を規定したものでございます。

次に、第5条では、特定個人情報の提供について定めております。

法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、21ページに記載されました別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

第2項、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則、その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

この第5条では、番号法第19条第9号に基づき町役場内の多機関への特定個人情報の提供の内容について規定したものでございます。

次に、第6条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年1月1日から施行するとしております。

以上、簡単でございますが、議案第５８号の説明といたします。

続きまして、議案書の２５ページをお開きください。

議案第８７号、紀美野町公告式条例の一部を改正する条例について。

紀美野町公告式条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年１１月３０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

国道３７０号の改修による鎌滝消防格納庫前掲示板の移転に伴い、紀美野町公告式条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。紀美野町公告式条例の一部を改正する条例でございます。

お手持ちの新旧対照表では、１６ページを御参照いただきたいと存じます。

別表中「鎌滝消防格納庫」を「紀美野町自然体験世代交流センター」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成２８年３月１日から施行するとしております。

以上、簡単でございますが、議案第８７号の説明といたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第 ７ 議案第８６号 紀美野町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

◎日程第 ８ 議案第８８号 紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 ９ 議案第９１号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎日程第１０ 議案第９２号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第７、議案第８６号、紀美野町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、日程第８、議案第８８号、紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、日程第９、議案第９１号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び日程第１０、議案第９２号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

説明を願います。税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長（西岡秀育君）

議案書の２２ページをお開きください。

議案第８６号、紀美野町地域活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について。

紀美野町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年１１月３０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

地域再生法の改正に伴い、紀美野町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定を行うものである。

次のページをごらんください。まず、簡単に今回の制定に至りました状況について申し上げます。

地域再生法の一部が改正され、地方自治体が作成する計画に沿って地方拠点の強化・拡充を行う事業者に対して地方公共団体が地方税の不均一課税を行うというものであります。

具体的に申し上げますと、平成２７年１０月８日、和歌山県の地域再生計画、和歌山県地方活力向上地域特定業務施設設備促進プロジェクトが認定、公示されました。それに伴い計画に記載されている地域内において、地域再生法第１７条の６の地方公共団体等を定める省令第１条に規定する公示日から平成３０年３月３１日までの間に特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、認定を受けた日から同日の翌日以後２年を経過する日までの間に省令第２条第１号に規定する特別償却設備に対し３年間に限り不均一課税をするものであります。

２３ページ、条例の第３条第１号の業者とは、東京２３区にある本社機能を紀美野町の対象区域に移転した場合の固定資産税の不均一課税の税率でございます。

同条第２号の事業者は、東京２３区以外から本社機能を紀美野町の対象区域に移転した場合、もしくは県内企業が本社機能を拡充する場合の固定資産税の不均一課税の税率でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、和歌山県の計画が公示された平成２７年１０月８日から適用いたします。

２７ページをお開きください。

議案第８８号、紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につい

て。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正したいので地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

地方税法施行規則等の改正に伴い、紀美野町税条例の一部を改正するする条例の改正を行うものである。

28ページをお開きください。

今回の改正についてですが、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い改正を行うものであります。

第2条第3号及び第4号につきましては、納付書及び納入書において「法人番号」の記載が必要ないことによる改正であります。

ほかの改正につきましては、第36条の2、第8項、法人町民税の申告、第63条の2第1項第1号、家屋に係る補正の方法の申し出、第89条第2項第2号軽自動車税の減免申請、第139条の3第2項第1号特別土地保有税の減免申請、第149条第1号入湯税の経営申告の申告書等の様式に当該申告書等の提出者の個人番号又は法人番号を記載する欄を追加する改正であります。

33ページをお開きください。

議案第91号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、紀美野町国民健康保険税条例の改正を行うものである。

34ページをお開きください。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、国民健康保険税の減免の申請に個人番号を記載する必要が生じたためであります。

この条例は、平成28年1月1日から施行するものです。

35ページをお開きください。

議案第92号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町介護保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、紀美野町介護保険条例の改正を行うものである。

36ページをお開きください。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、介護保険料の徴収の猶予及び減免の申請書に個人番号を記載する必要が生ずるためであります。

この条例は、平成28年1月1日から施行するものです。

新旧対照表を順次御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

◎日程第11 議案第89号 紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第11、議案第89号、紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長（宮阪 学君） 議案書の29ページをお開きください。

議案第89号、紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について。

紀美野町保育所条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

紀美野町立野上第二保育所の廃所に伴い、紀美野町保育所条例の改正を行うものである。

次の30ページをお開きください。

紀美野町保育所条例の一部を改正する条例。

紀美野町保育所条例の一部を次のように改正する。

第2条中の表紀美野町立野上第二保育所の項を削る。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

内容について説明いたします。

野上第二保育所は、昭和50年当時、海南鋼管団地等の住宅がふえ、児童数の増加に伴い昭和54年4月より開所されたものでございます。地域人口の減少や高齢化に伴い、対象児童数の減少により各クラスが5名程度と少数であり、集団保育が成り立たず、児童の影響、施設の老朽化に伴い安全の確保が難しくなっておりました。また、当時、第一保育所の新築に伴い第二保育所の入所児童数が減少したものでございます。

このことから第二保育所保護者会への相談、同意を得て、また、下佐々、吉見、海南鋼管地区区長への報告の上、経済的観点も考慮し、やむを得ず本年4月よりきみのこども園に統合し休園をまいりました。

以上のことから第二保育所の廃園をお願いするものでございます。

別紙新旧対照表20ページをごらんいただきますようお願いいたします。

以上、簡単ですが、説明といたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

◎日程第12 議案第90号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について

◎日程第13 議案第93号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議について

○議長（小椋孝一君） 日程第12、議案第90号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について及び日程第13、議案第93号、紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議について一括議題とします。

説明を願います。住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長（増谷守哉君） それでは、議案書の31ページをごらんいただきたいと思います。

議案第90号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について。
紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治

法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成制度において所得制限を設けるため、条例の改正を行うものでございます。

まず、当制度及び改正の経緯について御説明をさせていただきます。

当医療費助成事業につきましては、町内に住所がある母子家庭と父子家庭の親と 1 8 歳以下の児童に対して、または父母が死亡したなどの原因により、養育者が扶養する 1 8 歳以下の児童に対して医療保険各法に規定する医療費の自己負担分を町が助成することにより、その方々の健康の保持及び増進に寄与することを目的とした事業でございます。

なお、この事業は、実施した市町村には県から補助金が交付されます。これにつきましては、和歌山県ひとり親家庭医療費県費補助金交付要綱に規定された所得制限以内のひとり親家庭に助成した額の 2 分の 1 を補助金として交付されるものでございます。

さて、次に、条例改正に至った経緯でございます。

まず、所得制限を設けるという方針につきましては、今から 1 0 年前の野上町・美里町合併協議会において新町の児童事務事業の取り扱いの中でひとり親家庭医療費の給付は引き続き実施するとともに、所得制限を導入することで方針決定がなされてございました。しかし、これにつきましては、現在に至るまでひとり親家庭の急激な負担を避けるための経過的な対応ということで 1 0 年もの期間導入を見送ってきた経緯がございます。

また、今後予定されている合併に伴う普通交付税の算定替えなどの財政上の支援措置の終了などによりまして財政状況が一層厳しくなっていくことが予想される中、真に必要なとされる施策の重点化を含めた事務事業の見直しが強く求められているところでございます。

これら経緯や状況を総合的に判断する中で、合併協議会で方針決定がなされていた所得制限をひとり親家庭の次回の認定の更新月となる来年 8 月より取り入れていきたいため、今回条例改正の上程をさせていただくものでございます。

なお、所得制限の基準額につきましては、県のひとり親家庭医療費県費補助金交付要綱に準ずるものとし、その対象はひとり親家庭の親だけを対象としたものでござい

て、児童につきましては、所得制限の対象外とし、従前のとおりとするものでございます。

議案書 32 ページをごらんいただきたいと思います。

別冊の新旧対照表 21 ページに現行改正案を掲載してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を次のように改正する。

まず、第 3 条第 2 項中「前」を「前項」に改め、同項に次のただし書きを加える。ただし、第 4 号及び第 5 号に該当する者のうち、児童については、この限りではない。

次、第 3 条第 2 項に次の 2 号を加える。

4 号といたしまして、配偶者のない男子又は女子の前年の所得（1 月 1 日から 7 月 31 日までの間にひとり親家庭医療費の支給対象となる場合にあっては、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号。以下「施行令」という。）第 2 条の 4 第 2 項に規定する額以上のとき。

次、5 号といたしまして、同居している配偶者又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者の前年の所得が、施行令第 2 条の 4 第 5 項に規定する額以上のとき。

この第 3 条につきましては、医療費の助成を受けることができる対象者を規定する条項でございまして、第 1 項において対象者に該当する条件を規定してございます。

また、第 2 項においては、第 1 項に該当する者のうち、対象者から除外される条件を規定してございまして、改正前には 3 つの号が規定されていますが、今回の改正では、これに加えて所得制限の規定となる 4 号、5 号の 2 つの号を加えるものでございます。

4 号につきましては、ひとり親となる配偶者のない男子又は女子の前年所得等の制限額を規定したもので、児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 第 2 項に規定する額としたものでございます。

次、5 号につきましては、同居している配偶者または扶養義務者の前年所得等の制限額を規定したもので、同じく児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 第 5 項に規定する額としたものでございます。

なお、児童につきましては、所得制限の限りにはないということで前段のほうに規定をしてございます。

附則といたしまして、施行期日として、１、この条例は、平成２８年８月１日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以降に受けた医療に係る医療費及び支給対象要件に該当する者について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費及び支給対象要件に該当する者については、なお従前の例によることとしているものとさせていただきます。

以上、簡単ですが、議案第９０号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、３７ページをお開きください。

議案第９３号、紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議について。

紀の海広域施設組合規約の一部変更に関し、地方自治法第２８６条第２項の規定に基づく協議について、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

平成２７年１１月３０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

紀の海広域施設組合一般廃棄物処理施設内に組合事務所を移転するため、紀の海広域施設組合規約の変更を行うものとさせていただきます。

次のページをお願いします。

また、参考資料として新旧対照表の２５ページにも現行改正案を掲載させていただいておりますのであわせてごらんいただきたいと思います。

紀の海広域施設組合の一部を改正する規約。

紀の海広域施設組合規約（平成２２年規約第１号）の一部を次のように改正する。

第４条中「紀の川市桃山町元３６１番地６紀の川市就業改善センター内」を「紀の川市桃山町最上１２９０番地９４」に改める。

附則といたしまして、この規約は、平成２８年３月１日から施行する。

今回の規約の変更につきましては、紀の海クリーンセンターの本格操業が平成２８年３月１日から開始されるということから、組合の事務所を現在の紀の川市就業改善センター施設内から紀の海クリーンセンター施設内に変更するものとさせていただきます。

以上、紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議についての説明とさせていただきます。

（住民課長 増谷守哉君 降壇）

◎日程第 1 4 議案第 9 4 号 紀美野町過疎地域自立促進計画の策定について

◎日程第 1 5 議案第 9 6 号 指定管理者の指定について（紀美野町美里の湯かじか荘、
紀美野町毛原オートキャンプ場）

○議長（小椋孝一君） 日程第 1 4、議案第 9 4 号、紀美野町過疎地域自立促進計画の策定について及び日程第 1 5、議案第 9 6 号、指定管理者の指定について（紀美野町美里の湯かじか荘、紀美野町毛原オートキャンプ場）を一括議題とします。

説明を願います。企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇）

○企画管財課長（中谷嘉夫君） それでは、議案書の 3 9 ページをお開きください。

議案第 9 4 号、紀美野町過疎地域自立促進計画の策定について。

紀美野町過疎地域自立促進計画を別案のとおり策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

過疎地域自立促進特別法の執行期限が平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで 5 年間延長されたことに伴い、平成 2 8 年度から平成 3 2 年度までの過疎地域自立促進計画を策定するものであります。また、平成 2 6 年度の法改正により過疎地域の要件の追加及び過疎対策事業債の対象施設の追加が行われたところでございます。

こうした経緯を踏まえつつ、引き続き、地域の実情に応じ、地域における創意工夫による積極的施策を実施し、総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進することを目的として当計画を策定するものでございます。

当計画の策定に当たりましては、和歌山県の過疎地域自立促進方針に基づくとともに、紀美野町長期総合計画に掲げた町の将来像「空・山・川のふれあいのある美しいふるさと」の実現を目指した 7 分野施策を当計画の基本的な方針として掲げ、旧過疎地域自立促進計画を踏まえ、現状での諸問題、また施策に対する新規の事業を組み入れた計画としてございます。

それでは、計画書の概要について御説明させていただきます。

計画書の 1 ページから 1 1 ページにつきましては、1 基本的な事項ということで紀美野町の概要、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の自立促進の基本方針及び計画期間について記載してございます。

次の２産業の振興から以降につきましては、それぞれ（１）現況と問題点、（２）その対策、（３）計画、（４）公共施設等総合管理計画との整合の４項目によって分類・整理し、記載を行ってございます。

具体的な内容につきましては、計画書に記載されているとおりとなっておりますので、内容のみ御説明をさせていただきます。また、それぞれ各項目の計画の内容につきましては、過疎法に掲げる要領により定められた項目等で策定を行ってございます。このため全ての問題や施策を明記できているものではございませんので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、１２ページから１６ページの産業の振興といたしましては、地場産業振興として、道の駅整備や加工所の増設、観光またはレクリエーションとして山の家おいしの修繕事業が主な事業内容としております。

１７ページから２２ページの交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきましては、町道、農道の各道路の整備を行うこととし、また、これに加えて橋梁及びトンネル修繕についても計画をしております。ソフト事業としては、コミュニティバスの運行委託、防災行政無線施設の保守管理及び地上デジタル放送設備の保守点検等が主な内容となっております。

次に、２３ページから２６ページの生活環境の整備といたしましては、水道設備の整備や調査、合併浄化槽設置の促進、ごみ処理事業、消防設備等の整備を柱とした内容となっております。

次に、２７ページから２９ページの高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、児童福祉の向上として、子ども医療助成事業及び地域ふれあいサロン事業を実施する２施策に取り組んだ内容となっております。

次に、３０ページの医療の確保につきましては、診療所に医師、看護師、薬剤師の常勤または派遣の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

３１ページから３３ページの教育の振興につきましては、小・中学校における環境改善事業、また、このほかふれあいマラソン大会等教育の振興に取り組んだ内容としてございます。

３４ページの地域文化の振興につきましては、町内の郷土資料や文化財の保存及び郷土芸能の維持に努めてまいりたいと考えてございます。

３５ページの集落の整備につきましては、集落の全般的な発展を目指した集落整備事

業と荒廃する集落の景観保全事業や、その他必要な過疎集落再生活活性化支援事業に取り組んだ内容としてございます。

36ページのその他地域の自立促進に関し必要な事項としましては、地籍調査の推進、新エネルギー促進として太陽光発電設備の住宅設備への積極的な設置を図りたいと考えてございます。

以上、地域の住民の命と暮らしを守る実効性のある数々の対策事業を総合的かつ計画的に実施し、紀美野町の将来像であるふるさとの実現を目指した計画として策定してございます。

以上、紀美野町過疎地域自立促進計画の説明とさせていただきます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

議案第96号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6号の規定により、次のとおり公の施設の指定管理を指定することについて、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地 和歌山県海草郡紀美野町菅沢6番地外

名 称 紀美野町美里の湯かじか荘

所在地 和歌山県海草郡紀美野町小西187番地外

名 称 紀美野町毛原オートキャンプ場

2 指定管理に指定する団体

所在地 和歌山県海草郡紀美野町菅沢6番地

名 称 丹生の都プロジェクト株式会社

代表者 森谷泰文

3 指定する期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日

紀美野町美里の湯かじか荘並びに紀美野町毛原オートキャンプ場の指定管理の委託期間が平成28年3月31日となっているため、紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平成27年10月1日から10月30日まで公募を行った結果、1団体の公募がありました。

効果的かつ効率的に管理を行っていただける団体であるかどうか、平成２７年１１月１０日に選定委員会の皆様方に御審議をいただき指定管理者の候補者として認められたところでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前１１時２１分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前１１時３５分)

◎日程第１６ 議案第９５号 業務委託契約の締結について

(紀美野町基幹系電算システム更新業務委託)

◎日程第１７ 議案第９７号 所有権移転登記手続等請求事件の和解について

◎日程第１８ 議案第９８号 平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第３号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第１６、議案第９５号、業務委託契約の締結について（紀美野町基幹系電算システム更新業務委託）、日程第１７、議案第９７号、所有権移転登記手続等請求事件の和解について及び日程第１８、議案第９８号、平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第３号）について一括議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長（牛居秀行君） 議案書の４０ページをお開きください。

議案第９５号、業務委託契約の締結について。

次のとおり業務委託契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

平成２７年１１月３０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の内容でございます。

契約の目的、紀美野町基幹系電算システム更新業務委託、契約方法は随意契約でござ

います。契約金額につきましては6,259万4,100円でございます。契約の相手方、栃木県宇都宮市鶴田町1758番地、株式会社TKC 代表取締役社長 角 一幸でございます。

以上、議案第59号の説明といたします。

続きまして、議案書の４２ページをお開きください。

議案第 97 号、所有権移転登記手続等請求事件の和解について。

和歌山地方裁判所平成２６年（ワ）第２１３号所有権移転登記手続等請求事件の和解について、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

本件について、和歌山地方裁判所から和解案が示され、当町の要求が認められたので和解することとしたためでございます。

次のページをごらんください。

所有権移転登記手続等請求事件の和解について。

和歌山地方裁判所平成26年（ワ）第213号所有権移転登記手続等請求事件について、次のとおり和解する。

1. 被告となる者の住所、氏名

2. 事件名

平成26年(ワ)第213号所有権移転登記手続等請求事件

3. 和解の要旨

- (1) 〇〇〇は、本訴訟物件の所有名義を真正な登記名義の回復を原因として〇〇〇に所有権移転登記手続する。
- (2) 〇〇〇は、本件訴訟物件を含む以下の①から④の物件について、平成28年1月31日限り〇〇〇から2,000万円で売買により取得する。
- (3) 〇〇〇は、〇〇〇に売却した(2)物件の代金2,000万円を大阪高裁平成25年(ネ)第501号、同年(ネ)1450号損害賠償請求訴訟、同附帯控訴事件の賠償金として平成28年1月31日に限り紀美野町に支払う。

- (4) 〇〇〇が平成18年に歳計外資金により私道を施工し、不法占有している町有地の原状回復を町が指示する設計により〇〇〇の負担において平成28年3月31日に限り施工する。ただし、期限までに施工しない場合は、同工事施工までの間月10万円を違約金として紀美野町に支払う。
- (5) 〇〇〇は〇〇〇の上記(3)の支払い義務及び上記(4)の違約金支払義務について連帯保証する。
- (6) 町と〇〇〇間には本件に関し、本和解条項に定める以外、債権・債務関係がないことを確認する。
- (7) 町は、上記(3)の支払いと引き換えに(2)の①、③の各物件の仮差し押さえ及び(2)の④に対する仮処分を取り下げる。
- (8) 〇〇〇らは町の担保取り消しに同意し、かつ同決定に対する抗告権を放棄する。
- (9) 控訴費用は各自の負担とする。

以上、簡単でございますけれども、議案第97号の説明といたします。

続きまして、議案書の45ページをお開きください。

議案第98号、平成27年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)。

平成27年度紀美野町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,201万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,342万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

52ページをお開きください。

歳入でございます。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金で13万円の増額補正でございます。

これにつきましては、来年6月19日から施行されます18歳選挙権に伴いますシステム改修補助金でございます。

次に、5目土木費国庫補助金で1,157万円の減額補正でございます。これにつきましては、社会資本整備事業に係る事業費の減額によるものでございます。

次に、15款県支出金、2項2目民生費県補助金で10万1,000円の増額補正でございます。これにつきましては、老人医療費の増額推計によります増額補正でございます。

次に、6目教育費県補助金で93万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、県のフリーW i - F i 整備事業補助金として47万4,000円、これはみさと天文台にフリーW i - F i を整備することに伴います補助金でございます。

また、緑育推進事業補助金といたしまして46万円、これにつきましては、野上小学校の生徒の森林体験に対しましての補助でございます。合わせまして93万円の増額補正となっております。

次に、18款繰入金、1項4目瀬藤基金繰入金で11万8,000円の増額補正でございます。この増額補正につきましては、美里中学校の体育館の時計購入に対します財源とするものでございます。

次に、20款諸収入、4項1目雑入で470万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、紀の海広域施設組合の前年度負担金に対します精算金でございます。

次に、21款町債、1項1目総務債で1,020万円の増額補正でございます。これにつきましては、テレビ中継施設のバイパス整備事業費に充当するものでございます。

次に、2目民生債で1,790万円の増額補正でございます。これにつきましては、きみのこども園の増築事業の原資とするものでございます。

次に、3目衛生債で630万円の増額補正でございます。これにつきましては、紀の海広域施設組合の負担金の増額に伴います増額補正でございます。

次に、4目農林水産業債で980万円の減額補正でございます。これにつきましては、県営事業山畑農免の負担金の減額に伴います過疎対策事業債の減額でございます。

次に、6目土木債で700万円の減額補正でございます。これにつきましては、社会資本整備事業費の減額に伴う過疎対策事業債の減額でございます。

次のページをお開きください。54ページ、歳出です。

2 款総務費、1 項 5 目企画費で 1,047 万 5,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、15 節工事請負費でテレビ中継施設バイパス整備工事費として 1,047 万 5,000 円の増額計上となっております。

次に、6 目電子計算機で 342 万 8,000 円の増額補正でございます。内訳といたしまして、11 節需用費で修繕費 37 万 5,000 円、これはプリンター 5 台分の修繕料でございます。また、15 節工事請負費で 273 万 1,000 円の増額、これにつきましては、国道 370 号沿いの関電及び N T T の電柱移転に伴います光ケーブル架設変更工事に伴い増額補正をするものでございます。また、18 節備品購入費で 32 万 2,000 円の増額、これにつきましては、パソコン 2 台の購入費でございます。

次に、2 款総務費、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費で 262 万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、13 節委託料でマイナンバーカードの本人確認及び裏書きシステムの設定委託料として 185 万 8,000 円、18 節備品購入費で顔認証システム導入に伴います機器購入費として 76 万 2,000 円それぞれ増額となっております。

次に、2 款 4 項 1 目選挙管理委員会費で 26 万円の増額補正でございます。13 節委託料で来年 6 月 19 日から施行されます 18 歳選挙権に伴います選挙人名簿システム改修委託料でございます。

次に、3 款民生費、1 項 3 目老人福祉費で 69 万 7,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、20 節扶助費の増額補正でございます。

次に、4 目障害者福祉費で 10 万 3,000 円の増額補正でございます。23 節償還金利子及び割引料で地域生活支援事業補助金の過年度返還金といたしまして 10 万 3,000 円の計上となっております。

次のページをごらんください。

次に、5 目老人医療費で 6 万 2,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、20 節扶助費の増額でございます。

次に、11 節国民健康保険事業費で 1,722 万 9,000 円の減額補正でございます。28 節繰出金の減額補正でございます。これにつきましては、国保特別会計の繰越金の確定に伴います繰出金の減額となっております。

次に、13 目後期高齢者医療費で 191 万 3,000 円の減額補正でございます。これにつきましても後期高齢者医療特別会計の繰越金の確定に伴います一般会計からの繰出金の減額でございます。

次に、3款民生費、2項4目保育所費で1,840万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、13節委託料で160万円、15節工事請負費で1,680万円それぞれ増額計上となっております。

次に、4款衛生費、1項4目環境衛生費で26万円の増額補正でございます。美里簡易水道特別会計への繰出金の増額でございます。

次に、7目診療諸費で687万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金の減額によるものでございます。これにつきましては、繰越金の確定に伴います繰出金の減額となっております。

次のページでございます。56ページでございます。

4款衛生費、2項1目清掃総務費で852万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、紀の海広域施設組合負担金の増額によるものでございます。この増額につきましては、主にパッカー車の洗車場の整備に伴います負担金の増額でございます。

次に、5款農林水産業費、1項2目農業総務費で11万円の増額補正でございます。11節需用費で公用車の修繕料といたしまして11万円の計上となっております。

次に、4目耕地総務費で1,009万2,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、9節負担金補助及び交付金で980万円の減額、28節繰出金で29万2,000円の減額となっております。

次に、6款商工費、1項2目観光費で39万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、観光リーフレットの増刷に係る補正でございます。

次に、7款土木費、2項1目道路橋りょう維持費で50万円の増額補正でございます。16節原材料費の増額補正となっております。

次に、2目道路橋りょう新設改良費で1,782万5,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、13節委託料で729万7,000円の減額、15節工事請負費で1,052万8,000円の減額となっております。内容につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、8款消防費、1項1目常備消防費では、12節役務費で101万3,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で同額の101万3,000円の増額となっております。これにつきまして、12節役務費で計上しておりました通信費を19節負担金補助及び交付金で消防通信指

令事務協議会負担金に置きかえたことによる補正でございます。

9款教育費、1項3目教育諸費で46万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、12節役務費で2,000円、13節委託料で36万円、14節使用料及び賃借料で9万8,000円それぞれ増額補正となっております。これらの補正につきましては、県の緑育推進事業で野上小学校の森林体験に伴う必要経費の補正となっております。

次に、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で31万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、野上小学校の給食食器棚の修繕及び毛原小学校の消火設備の修繕料となっております。

次に、2目教育振興費で7万4,000円の増額補正でございます。18節備品購入費の増額となっております。

次のページをごらんください。58ページです。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費で112万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、長谷毛原中学校及び美里中学校の体育館の修繕、野上中学校、美里中学校、長谷毛原中学校の消防設備の修繕などがございます。

次に、2目教育振興費で83万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、18節備品購入費で美里中学校の体育館の時計の購入費として11万8,000円、19節負担金補助及び交付金で71万6,000円の増額、これにつきましては、野上中学校の駅伝の全国大会出場に伴います補助金でございます。

次に、9款4項7目みさと天文台管理運営費で99万6,000円の増額補正でございます。内訳につきましては、11節需用費で3万8,000円の増額、消防設備の修繕料でございます。12節役務費で7,000円の増額、13節委託料で2,000円の増額、これらの増額につきましては、フリーW i - F i 整備に伴うものでございます。15節工事請負費でフリーW i - F i 整備工事費として94万9,000円の増額計上となっております。

次に、9目文化センター管理運営費で177万円の増額補正でございます。これにつきましては、文化センターの合併浄化槽の修繕料として104万7,000円、18節備品購入費で72万3,000円の増額となっております。この増額につきましては、ワイヤレスチューナー2基の購入費用でございます。

次に、10目真国区民センター管理運営費で2万7,000円の増額補正でございま

す。１１節需用費で消防設備の修繕料として２万７,０００円の計上となっております。

１１目自然体験世代交流センター管理運営費で１４万５,０００円の増額補正でございます。１１節需用費で浄化槽のブロアー及び消防設備の修繕料といたしまして１４万５,０００円の計上となっております。

次に、９款教育費、５項１目体育施設管理運営費で９２万７,０００円の増額補正でございます。内訳といたしましては、７節賃金で６１万９,０００円の減額、１１節需用費で８４万５,０００円の増額、これにつきましては、野上中学校の武道館の排煙などの修繕料でございます。１３節委託料で７０万１,０００円の増額となっております。

次に、１２款諸支出金、１項１目財政調整基金費で１,３４３万円の増額補正でございます。この増額につきましては、各特別会計の繰越金の確定に伴います一般会計からの繰出金の減額による積立金の増額となっております。

以上、簡単でございますが、歳出の説明とさせていただきます。

次に、予算書の４９ページにお戻りください。

第２表 債務負担行為補正でございます。

追加事項といたしまして、紀美野町美里の湯かじか荘指定管理料でございます。平成２８年分として１,１３１万５,０００円、平成２９年度、平成３０年度分といたしましてそれぞれ１,１５２万４,０００円の限度額としてございます。

次に、その下の第３表 地方債補正でございます。

まず、一般単独事業債では、限度額を３,４４０万円増額の５億６,１９０万円に、過疎対策事業債では、限度額１,６８０万円減額の３億８,３１０万円にそれぞれ変更するものでございます。

なお、補正後の記載の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上、簡単でございますが、議案第９８号、平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第３号）の説明とさせていただきます。

（総務課長 牛居秀行君 降壇）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11 時 57 分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 29 分)

◎日程第 19 議案第 99 号 平成 27 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

◎日程第 20 議案第 100 号 平成 27 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について

◎日程第 21 議案第 101 号 平成 27 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第 19、議案第 99 号、平成 27 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 20、議案第 100 号、平成 27 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について及び日程第 21、議案第 101 号、平成 27 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について一括議題とします。

説明をお願いします。住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長（増谷守哉君） それでは、住民課のほうからは国民健康保険事業、それから国民健康保険診療所事業、それから後期高齢者医療の 3 つの特別会計の補正予算について御説明を申し上げます。

議案書の 61 ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計でございます。

議案第 99 号、平成 27 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 27 年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,933 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 6,915 万 1,000 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の66ページをごらんください。

歳入でございます。

まず4款の療養給付費等交付金、1項1目861万7,000円の減額補正でございます。この補正の内訳につきましては、1節の現年度分において3,715万7,000円の減額、これにつきましては、平成27年度退職医療の療養給付費等交付金額が確定したことに伴います減額補正となっております。次に、2節過年度分2,854万円の増額、これにつきましては、平成26年度交付金額が決定したことによります増額補正でございます。

次、5款1項1目前期高齢者交付金で21万6,000円の減額です。これにつきましては、交付金額の決定に伴います補正でございます。

次、10款1項1目一般会計繰入金で1,722万9,000円の減額補正です。これにつきましては、今回の歳入歳出予算における予算調整の結果、一般会計からの繰入金が減額となるものでございます。

次に、11款1項1目繰越金で9,539万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては、平成26年度からの繰入金が確定したための補正でございます。

続きまして、67ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費で9万4,000円の増額補正でございます。13節の委託料で電算共同処理委託料9万4,000円の増額に伴うものでございます。これにつきましては、本年度の前半期分の実績から後半期の推計による増額補正となっております。

次、2款保険給付費、1項1目療養給付費、2目の療養費、同じく2款の2項1目療養給付費、2目の療養費の4目につきましては、歳入補正による一般財源への財源更正となっております。

続きまして、2款3項1目審査支払手数料で15万6,000円の増額です。本年度の前半期の実績から後半期の推計による増額補正となっております。

次、2款4項1目、それと次の68ページをごらんいただきたいと思います。同じく2目、それから4目につきましては、歳入の補正による一般財源への財源更正でございます。

次、3款1項1目で26万9,000円の増額です。これにつきましては、後期高齢者支援金の額の確定によるものでございます。また、これに加え歳入の補正による一般財源への財源更正となっております。

次、4款1項1目で2万5,000円の増額、これにつきましては、前期高齢者納付金の額の確定がなったための補正でございます。

次、9款1項2目償還金2,108万7,000円の増額でございます。これにつきましては、平成26年度国庫負担金療養給付費等負担金の額が確定したことによる増額補正2,088万8,400円、それと平成26年度の国・県の特定保険審査等負担金の額が確定しまして、これに伴って増額補正として19万8,000円となっております。この合算額となっております。

次、69ページをごらんいただきたいと思います。

9款3項1目財政調整基金費で4,770万円の増額補正となっております。平成26年度の繰越金の一部を基金に積み立てを行うものでございます。

以上、簡単ですが、議案第99号、平成27年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、国民健康保険診療所事業特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

議案書の71ページをごらんいただきたいと思います。

議案第100号、平成27年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,737万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

75ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金で687万1,000円の減額補正となっております。これにつきましては、平成26年度からの繰越金の増額補正により、繰入金を同額減額補

正を行うものでございます。

４款繰越金、１項１目繰越金で６８７万１,０００円の増額補正でございます。平成２６年度の繰越金の確定によるものでございます。

歳出の補正はございません。

以上、平成２７年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の説明をさせていただきます。

ページ数が議案書の７７ページを見ていただきたいと思います。

議案第１０１号、平成２７年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

平成２７年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億４,９３５万４,０００円とする。

２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２７年１１月３０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の８１ページをごらんください。

歳入でございます。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金で１９１万３,０００円の減額補正でございます。平成２６年度からの繰越金の増額補正によりまして繰入金を減額補正を行うものでございます。

４款繰越金、１項１目繰越金で１９１万３,０００円の増額補正でございます。平成２６年度の繰越金の確定によるものでございます。

歳出の補正はございません。

以上、２７年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

（住民課長 増谷守哉君 降壇）

◎日程第２２ 議案第１０２号 平成２７年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第２２、議案第１０２号、平成２７年度紀美野町介護

保険事業特別会計補正予算（第３号）について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、宮阪君。

（保健福祉課長 宮阪 学君 登壇）

○保健福祉課長（宮阪 学君） それでは、８３ページをお開きください。

議案第１０２号、平成２７年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）。

平成２７年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ８６５万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億５，１６５万４，０００円とする。

２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第２条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表 地方債」による。

平成２７年１１月３０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、８９ページをお開きください。

歳入、３款国庫支出金、２項１目調整交付金１，４５４万６，０００円の減額でございます。これにつきましては、当初、調整交付金１０％を見込んでおりましたが、９．０３％の県の通知の見込みであり、減額するものでございます。

８款諸収入、２項１目雑入１４８万円の補正でございます。これにつきましては、介護予防計画作成費、件数の増加及び報酬単価が当初低くなると予想いたしましたが、低くならなかったためでございます。

次に、９款町債、１項１目財政安定化基金貸付金４４１万４，０００円の補正でございます。財政安定化基金貸付金、調整交付金の減額により借り入れするものでございます。

続きまして、９０ページをお開きください。

歳出、１款総務費、１項１目一般管理費１４８万円の補正でございます。これにつきましては、先ほど収入で述べたとおり、件数の増加及び当初予防支援介護報酬単価が低くなると予想いたしましたが、低くならなかったことが大きな原因でございます。

続いて、２款保険給付費、１項１目居宅介護サービス給付費、２目地域密着型介護サービス給付費、３目施設介護サービス給付費、４目居宅介護福祉用具購入費、５目居宅介護住宅改修費、６目居宅介護サービス計画給付費、これにつきましては、一般財源への財源変更でございます。

続きまして、９１ページ、３款保険給付費、２項１目介護予防サービス給付費、２目地域密着型介護予防サービス給付費、４目介護予防住宅改修費、５目介護サービス計画給付費につきましても、一般財源への財源変更でございます。

続きまして、２款保険給付費、３項１目審査支払手数料、これにつきましても一般財源への財源変更でございます。

続きまして、９２ページをお開きください。

２款保険給付費、４項１目高額介護サービス費、これにつきましても一般財源への財源変更でございます。

２款保険給付費、５項１目高額医療合算介護サービス費、これにつきましても一般財源への財源変更でございます。

２款保険給付費、６項１目特定入所者介護サービス等費、これにつきましても一般財源への財源変更でございます。

６款基金積立金、１項１目介護給付費準備基金積立金１,０１３万２,０００円の減額補正でございます。これにつきましては、介護給付費準備基金積立金の取り崩しでございます。

続いて、８６ページをお開きください。

第２表 地方債、起債の目的、財政安定化基金貸付金、限度額４４１万４,０００円、起債の方法、普通貸借、利率、無利子、償還の方法、和歌山県介護保険財政安定化基金の貸し付け条件による。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、または繰上償還することができます。

今回の補正でございます。調整交付金の国庫負担分２５％のうち５％は調整交付金でございます。後期高齢者比率が高く所得水準が低い市町村ほどパーセントが高くなる制度でございます。当初１０％を見込んでおりましたが、９．０３％になる予定という県の内示がございました。よって、補正するものが主なものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明いたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

◎日程第２３ 議案第１０３号 平成２７年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（小椋孝一君） 日程２３、議案第１０３号、平成２７年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第１号）について議題とします。

説明をお願いします。産業課長、大窪君。

（産業課長 大窪茂男君 登壇）

○産業課長（大窪茂男君） それでは、議案書の９３ページをお願いいたします。

議案第１０３号、平成２７年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第１号）。

平成２７年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５７万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４,７２９万３,０００円とする。

２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

平成２７年１１月３０日提出 紀美野町長 寺本光嘉
議案書の９８ページをお願いいたします。

歳入でございます。

４款繰越金、１項１目繰越金２３７万円の増額でございます。これにつきましては、前年度繰越金が確定したものでございます。

６款県支出金、１項県補助金、１目総務費県補助金２０万９,０００円の増額でございます。これにつきましては、和歌山県のＷｉ－Ｆｉ環境整備補助金をいただく補助金でございます。

９９ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款総務費、１項１目一般管理費１１８万８,０００円の増額でございます。内訳といたしまして、１１節需用費７３万５,０００円、これにつきましては、トイレの流水、芝の散水に使用します中水ろ過装置の漏水の修繕でございます。１５節工事請負費４５万３,０００円につきましては、フリーＷｉ－Ｆｉの整備工事に係る費用でござい

ます。

2 款諸支出金、1 項基金費、1 目財政調整基金費 1 3 9 万 1, 0 0 0 円でございます。
これにつきましては、前年度の繰越金の 2 分の 1 を下回らない額を積み立てをするもの
でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

◎日程第 2 4 議案第 1 0 4 号 平成 2 7 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予
算(第 1 号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第 2 4、議案第 1 0 4 号、平成 2 7 年度紀美野町農業
集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について議題とします。

説明を願います。建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) それでは、1 0 1 ページをお願いします。

議案第 1 0 4 号、平成 2 7 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1
号)。

平成 2 7 年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定め
るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の補正の総額を歳入歳出それぞれ 2, 7 6 6 万 9, 0 0 0 円とす
る。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出 紀美野町長 寺本光嘉
1 0 5 ページをお願いします。

歳入、3 款繰入金で一般会計からの繰入金額を 2 9 万 2, 0 0 0 円減額するものでご
ざいます。これにつきましては、4 款繰越金での前年度繰越金の確定による補正でござ
います。

以上、簡単ですが、よろしくお願いいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

◎日程第 2 5 議案第 1 0 5 号 平成 2 7 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予

算（第２号）について

◎日程第２６ 議案第１０６号 平成２７年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について

◎日程第２７ 議案第１０７号 平成２７年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第２５、議案第１０５号、平成２７年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について、日程第２６、議案第１０６号、平成２７年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について及び日程第２７、議案第１０７号、平成２７年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第２号）について一括議題とします。

説明をお願いします。水道課長、田中君。

（水道課長 田中克治君 登壇）

○水道課長（田中克治君） それでは、野上簡易水道事業、美里簡易水道事業特別会計補正予算並びに上水道事業会計補正予算について説明させていただきます。

議案書の１０７ページをお開きください。

議案第１０５号、平成２７年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）。

平成２７年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２０万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６,２３３万７,０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２７年１１月３０日提出 紀美野町長 寺本光嘉

補正内容について御説明いたします。

１１２ページをお願いします。

歳入でございます。

１款使用料及び手数料の２１２万２,０００円の減額補正です。給水人口の減による水道使用料の減額です。

5 款繰越金 4 3 2 万 4, 0 0 0 円の増額です。平成 2 6 年度決算における繰越金の確定に伴うものでございます。

補正後の歳入額合計は 2 2 0 万 2, 0 0 0 円増となり、6, 2 3 3 万 7, 0 0 0 円です。

次に、1 1 3 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款衛生費、1 項簡易水道費、2 目作業費、1 1 節需用費 1 7 7 万円、1 6 節原材料費 4 3 万 2, 0 0 0 円の計 2 2 0 万 2, 0 0 0 円の増額補正でございます。修繕料及び修理部品の増に伴うものです。

補正後の歳出額合計は 2 2 0 万 2, 0 0 0 円増となり、6, 2 3 3 万 7, 0 0 0 円です。

以上、簡単ですが、御説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 1 1 5 ページをお開き願います。

議案第 1 0 6 号、平成 2 7 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 2 7 年度紀美野町の美里簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 2 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1, 3 1 4 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

補正内容について御説明いたします。

1 2 0 ページをお開き願います。

歳入でございます。

3 款繰入金、1 目一般会計繰入金 2 6 万円の増額補正です。

5 款繰越金 1 0 6 万 2, 0 0 0 円の増額です。平成 2 6 年度決算における繰越金の確定に伴うものでございます。

補正後の歳入額合計は 1 3 2 万 2, 0 0 0 円増となり、1 億 1, 3 1 4 万円です。

次に、1 2 1 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款衛生費、1 目一般管理費、2 7 節公課費の1 3 2 万 2, 0 0 0 円の増額補正です。
消費税納付金の不足分です。

補正後の歳出額合計は1 億 1, 3 1 4 万円です。

以上、簡単ですが、御説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の1 2 3 ページをお開き願います。

議案第1 0 7 号、平成 2 7 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）。

（総則）

第 1 条 平成 2 7 年度紀美野町上水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 平成 2 7 年度紀美野町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款水道事業費用 1 億 1, 1 3 0 万 4, 0 0 0 円、補正額 0 円です。

第 1 項営業費用 9, 8 1 2 万 6, 0 0 0 円、補正額 3 9 万円、合計 9, 8 5 1 万 6, 0 0 0 円です。

第 3 項予備費 3 0 7 万 2, 0 0 0 円を減額補正 3 9 万円とし、2 6 8 万 2, 0 0 0 円。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

1 2 5 ページをお開きください。

平成 2 7 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、既決予定額 9, 8 1 2 万 6, 0 0 0 円を 3 9 万円増額し、9, 8 5 1 万 6, 0 0 0 円、1 目原水及び浄水費、補正予定額 3 9 万円を増額し、2, 0 9 7 万 5, 0 0 0 円とし、3 項予備費、1 目予備費、既決予定額 3 0 7 万 2, 0 0 0 円を 3 9 万円減額し、2 6 8 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

1 目原水及び浄水費の増額補正は、2 節修繕費で浄水場内の高圧受電設備気中開閉器の取替が必要なためです。

続きまして、1 2 6 ページをお開きください。

平成 2 7 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

これにつきましては、今回の補正に対する業務活動費（原材料、商品またはサービスの購入による支出）のキャッシュの増減をフローで示すもので、３９万円の件のみを示すものでございます。

続きまして、１２７ページ、１２８ページには予定貸借対照表を載せてございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

（水道課長 田中克治君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（小椋孝一君） 本日はこれで散会します。

（午後 ２時０６分）